

## リオーネふるかわの届出概要について(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 : 株式会社アクアライト台町 外
- 2 届出年月日 : 平成18年2月24日
- 3 店舗の名称 : リオーネふるかわ
- 4 店舗設置者 : 株式会社アクアライト台町 外
- 5 店舗所在地 : 古川市台町9番20号
- 6 店舗面積 : 2,964㎡
- 7 大規模小売店舗の新設をする日 : 平成18年4月29日

### 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数	263台
駐輪場の収容台数	104台
荷さばき施設の面積	158.1㎡
廃棄物保管施設の容量	71.1㎡

### 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

開店時刻及び閉店時刻	(開店)午前10時 (閉店)午後9時
駐車場の利用時間帯	午前9時30分から午後9時30分
駐車場の出入口の数	2箇所
荷さばき実施時間帯	午前9時から午後9時まで

### 10 事務手続き等

公告月日 : 平成18年3月7日

縦覧期間 : 公告の日から平成18年7月7日まで(公告の日から4か月間)

地元説明会 : 平成18年3月8日

なお、当該届出については、平成17年7月19日付けで認定された「みやぎ中心市街地活性化古川にぎわい特区」の区域内に存する大規模小売店舗に係る届出のため、大規模小売店舗立地法の以下の規定は適用されません。

第5条第4項(8か月の実施制限)

第8条(住民等の意見聴取、都道府県の意見表明手続き)

第9条(都道府県の勧告手続き)

同法施行規則第4条第1項第4号から第12号(交通、騒音の配慮事項に関する書類)